書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２４３号
山口県周南市野上町２丁目33番地
破産者　有限会社廣重機工業
異議申述期間　平成23年11月22日まで
平成23年10月21日　山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第４８号
愛媛県今治市近見町３丁目４番43号、商業登記簿上の本店所在地愛媛県今治市近見町３丁目４番43号
破産者　有限会社井川建設
異議申述期間　平成23年12月22日まで
平成23年10月21日　松山地方裁判所今治支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第５０２号
福島県いわき市鹿島町米田字馬場１番地
清算株式会社　株式会社茗荷屋商店
代表清算人　岩田　量平
１　決定年月日　平成23年10月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（ヒ）第４０号
京都市南区吉祥院新田壱ノ段町５番地
清算株式会社　三洋ジーエスソフトエナジー株式会社
１　決定年月日　平成23年10月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０４４号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社西新橋商会
１　決定年月日　平成23年10月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生債権等の特別調査期間

平成２３年（ミ）第１号
岡山県岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　株式会社林原
主文　更生債権等の特別調査期間を平成23年11月７日から平成23年11月９日までと定める。
平成23年10月20日
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ミ）第２号
岡山県岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　株式会社林原商事
主文　更生債権等の特別調査期間を平成23年11月７日から平成23年11月９日までと定める。
平成23年10月20日
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ミ）第３号
岡山県岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　株式会社林原生物化学研究所
主文　更生債権等の特別調査期間を平成23年11月７日から平成23年11月９日までと定める。
平成23年10月20日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令取消

平成２０年（再）第１７１号
宮崎県宮崎市高千穂通１丁目４番30号
再生債務者　株式会社志多組
主文　平成20年８月８日にした監督命令を取り消す。
平成23年10月18日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第２号
愛媛県宇和島市住吉町３丁目１番１号
再生債務者　辻水産株式会社
１　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年１月13日から平成24年１月27日まで
松山地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第４９号
東京都渋谷区渋谷１丁目３番９号　東海堂渋谷ビル
再生債務者　株式会社アイ・ピー・ジー・アイ
特別調査期間　平成23年12月８日から平成23年12月９日まで
平成23年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第２号
岡山県苫田郡鏡野町下原1647番地の１
再生債務者　岡山県食鶏農業協同組合
特別調査期間　平成23年11月８日から平成23年11月22日まで
平成23年10月18日　岡山地方裁判所津山支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第４９号
東京都渋谷区渋谷１丁目３番９号　東海堂渋谷ビル
再生債務者　株式会社アイ・ピー・ジー・アイ
１　決議に付する再生計画案　平成23年10月３日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年12月14日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年12月６日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年11月30日
平成23年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２３年（再）第４１号
東京都世田谷区砧１丁目８番11―1001号
再生債務者　中西　　弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第４３号
佐賀県佐賀市富士町大字古湯556番地
再生債務者　株式会社吉花亭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第１号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第３地割27番地６
再生債務者　佐野　光彦
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定した後３年を経過した。
平成23年10月19日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（再）第６２号
東京都渋谷区神宮前１丁目14番29号
再生債務者　金鈴工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第１０９号
神奈川県横浜市栄区長沼町727番地
再生債務者　株式会社コーポ・トウカイ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年10月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第１１７号
秋田県能代市出戸本町23番３号　セジュール梨苑Ｅ―102号
再生債務者　大久保毅一
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年10月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第１１８号
山梨県南アルプス市加賀美3337番地７
再生債務者　大久保亮吾
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年10月18日
東京地方裁判所民事第20部